社会福祉法人彦根市社会福祉協議会移動外出支援用車両「おたがいさんさん号」

貸出事業実施要綱

（平成29年4月1日）

（目的）

第1条　この要綱は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する移動外出支援用車両「おたがいさんさん号」（以下「車両」という。）を貸し出すことにより、住民の地域での生活を豊かにし、元気な生活を応援するとともに、様々な生活支援の一環とすることを目的とする。

（支援対象者）

第2条　車両の貸出しは、彦根市内に住所を有し、高齢や障害等の理由により移動外出等が困難な者およびそれらの支援を行う者に対して行うものとする。ただし、その他特に本会会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（使用方法等）

第3条　車両の使用方法については、貸出しとする。

2　車両の使用範囲は、原則として県内とする。

3　車両の利用者は、第2条に定める事項を必要とする者、介助者および運転者とする。

（利用手続）

第4条　車両の貸出しを希望する者は、おたがいさんさん号貸出申請書（様式第1号）および誓約書（別紙1）に必要事項を記入のうえ、車両利用日の7日前までに本会会長に提出しなければならない。

2　本会会長は、前項の書類を受理したときは、速やかに貸出しの可否を決定するものとする。

（貸出制限）

第5条　本会会長は、車両の貸出しにあたり、次の各号に該当するときは、貸出しを制限することができる。

(1)　車両の利用が営利を目的とするとき

(2)　運転者が道路交通法により運転を制限されているとき

(3)　年末年始等で本会職員が、車両の管理ができないとき

(4)　災害等その他緊急かつやむを得ない事由に供する必要が生じたとき

(5)　その他貸出しすることが適当でないと認める行為が明らかであるとき

（貸出期間等）

第6条　車両の貸出期間は、貸出日および返却日を含めて原則として1日以内とし、貸出時間は8時30分から17時15分までとする。ただし、本会会長が特に必要があると認めたときは、日数または時間を延長することができる。

（貸出および返却場所）

第7条　車両の貸出しおよび返却の場所は、彦根市福祉センター駐車場とする。

（利用料）

第8条　車両の利用料は、無料とする。ただし、貸出期間における通算距離が50ｋｍ以上となる場合は、車両の返却時に、別表に定める額を利用者が本会へ支払うものとする。

（遵守事項）

第9条　利用者は、安全と事故防止のため、次に掲げる順守事項を守らなければならない。

(1)　車両を利用目的外に利用しないこと

(2)　車両を第三者へ転貸しないこと

(3)　道路交通法等の法令を守ること

(4)　申請書に記載した運転者以外の者は運転しないこと

(5)　車両の適切な保全に努めること

(6)　車両内外の清掃に努めること

（事故処理等）

第10条　利用者は、事故が発生した場合は、人命尊重の立場から速やかに必要な処置をとるとともに、本会へ報告し、指示を受けなければならない。

2　利用中の事故等については、本会が加入している自動車損害賠償責任（強制）保険と、自動車（任意）保険の範囲内で対応するものとする。ただし、事故等による車両の損傷および毀損に対しては、利用者責任を基本とする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

別表（第8条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出期間における通算距離 | 利用料 |
| (1)　50ｋｍ以内 | 無料 |
| (2)　50ｋｍ以上60ｋｍ未満 | 500円 |
| (3)　60ｋｍ以上 | (2)の利用料に、10ｋｍを超えるごとに100円を加算 |

　付　則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。